

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-4-2
処分の種類	保育士登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第18条の19			
処分の概要	保育士登録の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 (登録の取消し等:児童福祉法第18条の19)</p> <p>1 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第18条の5各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合</p> <p>2 都道府県知事は、保育士が第18条の21又は第18条の22の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。 (欠格事由:児童福祉法第18条の5)</p> <p>一 成年被後見人又は非保佐人</p> <p>二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて制令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>四 第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>			
基準の制定根拠	—			